

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

子ども家庭相談センターにおける迅速な意思決定および円滑な相談支援、虐待対応等の機能強化を図るため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に基づく児童相談所として、近江八幡市、甲賀市、湖南市、東近江市および蒲生郡域を所管区域とする日野子ども家庭相談センターを設置し、および困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）の施行に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県行政機関設置条例（平成 21 年滋賀県条例第 1 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 児童福祉法第 12 条第 1 項の規定に基づく児童相談所として日野子ども家庭相談センターを蒲生郡日野町に設置することとします。（第 12 条関係）
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 12 条関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県行政機関設置条例新旧対照表

旧	新																					
<p>第1条～第11条 省略 (子ども家庭相談センター)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 子ども家庭相談センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県中央子ども家庭相談センター</td> <td>草津市</td> <td>草津市、守山市、栗東市、<u>甲賀市、野洲市</u>および<u>湖南市</u></td> </tr> <tr> <td>滋賀県彦根子ども家庭相談センター</td> <td>彦根市</td> <td>彦根市、長浜市、<u>近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡</u>および<u>犬上郡</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>省略 (新設)</p>	名称	位置	所管区域	滋賀県中央子ども家庭相談センター	草津市	草津市、守山市、栗東市、 <u>甲賀市、野洲市</u> および <u>湖南市</u>	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市	彦根市、長浜市、 <u>近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡</u> および <u>犬上郡</u>	<p>第1条～第11条 省略 (子ども家庭相談センター)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 子ども家庭相談センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県中央子ども家庭相談センター</td> <td>草津市</td> <td>草津市、守山市、栗東市および<u>野洲市</u></td> </tr> <tr> <td>滋賀県彦根子ども家庭相談センター</td> <td>彦根市</td> <td>彦根市、長浜市、<u>米原市</u>、<u>愛知郡</u>および<u>犬上郡</u></td> </tr> <tr> <td>滋賀県日野子ども家庭相談センター</td> <td>蒲生郡日野町</td> <td><u>近江八幡市、甲賀市、湖南市、東近江市</u>および<u>蒲生郡</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 子ども家庭相談センターのうち、滋賀県中央子ども家庭相談センターおよび滋賀県彦根子ども家庭相談センターは、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項</u>の規定に基づく<u>婦人相談所</u>とする。この場合において、これらの子ども家庭相談センターの同条第3項各号に掲げる業務に係る所管区域は、第2項の規定にかかわらず、次のとお</p>	名称	位置	所管区域	滋賀県中央子ども家庭相談センター	草津市	草津市、守山市、栗東市および <u>野洲市</u>	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市	彦根市、長浜市、 <u>米原市</u> 、 <u>愛知郡</u> および <u>犬上郡</u>	滋賀県日野子ども家庭相談センター	蒲生郡日野町	<u>近江八幡市、甲賀市、湖南市、東近江市</u> および <u>蒲生郡</u>
名称	位置	所管区域																				
滋賀県中央子ども家庭相談センター	草津市	草津市、守山市、栗東市、 <u>甲賀市、野洲市</u> および <u>湖南市</u>																				
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市	彦根市、長浜市、 <u>近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡</u> および <u>犬上郡</u>																				
名称	位置	所管区域																				
滋賀県中央子ども家庭相談センター	草津市	草津市、守山市、栗東市および <u>野洲市</u>																				
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市	彦根市、長浜市、 <u>米原市</u> 、 <u>愛知郡</u> および <u>犬上郡</u>																				
滋賀県日野子ども家庭相談センター	蒲生郡日野町	<u>近江八幡市、甲賀市、湖南市、東近江市</u> および <u>蒲生郡</u>																				
<p>3 子ども家庭相談センターのうち、滋賀県中央子ども家庭相談センターおよび滋賀県彦根子ども家庭相談センターは、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項</u>の規定に基づく<u>婦人相談所</u>とする。この場合において、これらの子ども家庭相談センターの同条第3項各号に掲げる業務に係る所管区域は、第2項の規定にかかわらず、次のとお</p>	<p>3 子ども家庭相談センターのうち、滋賀県中央子ども家庭相談センターおよび滋賀県彦根子ども家庭相談センターは、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項</u>の規定に基づく<u>女性相談支援センター</u>とする。この場合において、これらの子ども家庭相談センターの同条第3項各号に掲げる業務に係る所管</p>																					

りとする。

省略

4 県内における売春防止法第36条に規定する施設の業務は、滋賀県中央子ども家庭相談センターが行うものとする。

第13条以下 省略

区域は、第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

省略

4 県内における困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する施設の業務は、滋賀県中央子ども家庭相談センターが行うものとする。

第13条以下 省略